

受任者調整と事前関与スキームの対象となるケースについて

< 事例 1 >

身寄りのない夫婦二人の退院と施設入居、その後の支援を考えるケース

80歳代男性。子はなく、妻と二人暮らし。要介護状態の妻を介護していたが、本人が脳梗塞で入院。その後妻も入院し、病院の判断では在宅復帰は不可能とされた。本人（夫）は意思疎通ができず契約能力はない。キーパーソンがおらず、入院費用が支払えず。預貯金や収支の状況が確認できないが、妻の話によると生活に余裕はなかった様。今後夫婦で施設入居が妥当だが受け入れ先がない状況で、妻と共同名義の自宅を売却する必要もあり得た。空き家となった自宅から必要なものを探したり、公共料金等の手続きについて支援が必要。病院からは出来るだけ早く施設に入居できるよう求められている。

→ 成年後見制度の申立て中であれば受け入れ可能な施設があり、申立て支援を検討。妻の依頼を受けて申立て中から専門職が支援する方向性。

< 事例 2 >

親族の負担を軽減すべく本人が納得する形で申立てを進めるケース

80歳代女性。妄想性障害で、入居中のケアハウス職員や他入居者に対し問題行動があり入居継続が困難になった。他施設に移っても問題を繰り返すことが予想される。頑固な性格で意思をしっかりと示し、意向に沿わない支援は導入が困難。キーパーソンの娘に対しても反発があり、娘は対応に苦慮し関わりを絶ちたいと考えている。

今後、行き先がなく親族の支援も受けられなくなるおそれがある。

→ 今後親族と適切な距離を保ちつつ、本人が納得する形で第三者後見人が支援できるよう、専門職の事前関与（面談）を行う必要があった。

< 事例 3 >

親なき後を踏まえ、親子両方の支援が必要なケース

50歳代男性。父と二人暮らし。統合失調症で障害者手帳を取得しているが計画相談支援を受けておらず、就労継続支援をセルフプランで利用している。普段は何でも自分で出来ているが一人では生活に不安があり。親なき後のために父が任意後見制度や相続について検討。特に最近父の体調が優れず、具体的な支援が求められる状況となった。

父が後見人になり後に第三者後見人に交代する方法がある。また、父が任意後見契約を行い本人への支援も契約内容に含める方法があり、父は後者が望ましいと考えている。

→ 場合によっては長期間の見守りを要し、親子両方の心情に寄り添うことが求められる。

< 事例 4 >

浪費癖で破産の危険がある精神障害者の権利擁護支援ケース

40歳代男性。精神障害。グループホーム（共同生活援助）に入居され、就労継続支援 A 型に通っている。アルコール依存症の影響で、短期記憶障害や易怒的で他者への暴言などの問題行動が頻発し、退職した経緯があった。

趣味に関する欲求を抑えることができず、スマートフォンを利用して様々な物を購入し、借金が膨らむ。病識が乏しく状況の改善が望めず、グループホーム利用料の滞納を重ね、放置すればホームレスになってしまう危険もあった。グループホームがやむを得ず金銭管理を支援し、成年後見制度の申立てを検討。主治医の協力が得られず、一度は同意していた本人の心変わりにより支援が停滞している。

→ 本人の意向が伴わない制度利用は困難であり、長く寄り添っていく必要がある。関係者間で課題を共有し、チーム支援を調整することも求められる。

< 事例 5 >

息子による経済的虐待で自宅のローンが払えず競売にかけられる一歩手前。自宅で住み

続けたいという本人の希望を叶えるために、多職種協働で支援にあたったケース

※ 令和 6 年度第 1 回ながれやま権利サポート会議にて検討された。

70歳代男性。独居。入院をきっかけに認知機能低下がみられ、別居の息子夫婦が金銭管理を行うことになった。しかし、介護保険のサービス利用料が滞納していることが後に分かり、支援者が連絡しても妥当な回答が得られず、その内に連絡がとれなくなったことで経済的虐待と認定された。通帳を再発行し以後の搾取は防がれたが、本人は自分が理解できないことを拒絶する傾向があり成年後見制度の利用に繋がらず。日常生活自立支援事業を利用することになったが、それまでに多くの時間を要した。

高齢者虐待の対応は終結となったが、息子夫婦が金銭管理をしていた時期に住居のローンが滞り、自宅が競売にかけられる状況が発生。本人は自宅に住み続けることを強く望んでおり、状況を知ると自死を試みる様な行動がみられた。競売を回避するための多額の金は捻出できず。競売の期日までに任意売却と賃貸借契約を行うための支援が必要だった。

→ ながれやま権利サポート会議で協議され、司法書士、行政書士、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係者が協力して支援にあたった。期日まで待たなしの状況にあり、成年後見制度申立て前の事前関与が必須であった。結果として、今も自宅に住み続けることができている。

< 事例 6 >

親族と後見人が共にきめ細やかな身上保護を行うケース

70歳代女性。知的障害。後見類型。特別養護老人ホームに入居。

2歳下の弟が長年親族後見人として、旅行や食事、色々なイベントに連れ出すなどして家族ぐるみで支えていた。弟が体調を崩したことをきっかけに家族だけの支援に限界を感じ、第三者後見を検討。これまで家族がしてきたような支援ができることや、弟も当分姉との関わりを続けたいと要望。弟は、本人の気持ちを汲みとり人柄を理解して十分時間をかけて会ってくれる後見人を望まれた。

→ 東葛市民後見人の会と親族の共同後見の形で支援。

< 事例 7 >

成年後見制度と並行して、生活上の様々な整理を親族と共に行うケース

80歳代女性。認知症。夫と死別し、自分名義の戸建て住宅に21歳と18歳の孫と同居。音信不通の一人娘がいる。生活費や孫への高額の小遣いにより遺族年金で十分なはずの生活費が膨張し、次々と定期預金を取り崩すことになり本人が不安を感じるようになった。住宅と預金は音信不通の娘ではなく、孫に相続したいと希望している。

→ 成年後見制度の導入と並行して、公正証書遺言の作成支援。保険やテレビ、携帯電話など、業者が言うがままの契約内容の見直し。孫たちは家事を行わず本人の重荷となっており、過剰な小遣いを受け取っていることもあり、孫たちへの丁寧な働きかけが求められる。